

愛知県公契約条例について

1 制定の理由

- 公契約における透明性・競争性の確保、工事やサービスの質の向上などの課題への対応に加え、公契約を政策推進の手法として積極的に活用していくため、公契約に携わる者のそれぞれの責務を明らかにし、基本方針に基づく施策を実施することで、体系的・総合的に問題解決が図られるよう条例を制定する。

2 条例制定までの経緯

- 愛知県では、公契約のあり方について、平成24年度に庁内研究チームで検討を重ね、平成25年度は、学識経験者や、労働者団体、事業者団体、業界関係者などで構成する検討会議を設置し、公契約に関する課題について幅広い観点から議論を深めてきた。
- 平成26年度は、条例制定に向け、労働者団体、事業者団体と意見交換を行ったところ、作業報酬下限額（最低賃金を上回る賃金の下限額）の設定の是非も含め、様々なご意見、ご指摘をいただいた。
- 平成27年度には、作業報酬下限額の設定を労働環境報告書の提出に改めることで合意を図り、平成28年2月議会において条例案が可決・成立した。

3 条例の概要

(1) 目的【第1条】

- 公契約を活用し、公共サービスの質の確保、社会的な価値の実現及び労働環境の整備を図り、県民生活の向上及び地域社会の持続的な発展に寄与する。

(2) 定義【第2条】

- 県が締結する売買、貸借、請負その他の契約で、県が対価の支払をすべきものを「公契約」と定義。

(3) 基本方針【第3条】

- 透明性・公正性を確保し、不正行為の排除を徹底。
- 公共サービスの質を確保できるよう、予定価格の決定、相手方の決定を適切に行う。
- 社会的な価値の実現を図るため、公契約を活用。
- 労働環境の整備を図るため、適切な措置を講ずる。

(4) 推進本部の設置【第4条】

- 知事を本部長とする推進本部を設置し、条例に基づく施策を全庁的に推進。

(5) 社会保険等の加入確認【第5条】

- 物品・役務等に係る入札参加資格者名簿登載の要件として社会保険等の加入を確認し、事業者の加入を促進。

(6) 予定価格の適正な決定【第6条】

- 公共工事における資材単価の改訂を、市場の実態に即して適切に反映するとともに、国が公表する設計労務単価を適正に運用し、適正な予定価格を維持。
- 人件費要素の高い業務委託契約において、適正な予定価格を算定するため、積算方法を標準化。

(7) 低入札対策の充実・強化【第7条】

- 公共工事における一般競争入札において、一定価格を下回る入札額を評価しない価格据置型総合評価方式を拡大。
- 清掃業務や警備業務など人件費要素の高い業務委託契約において、地域別最低賃金を考慮した低入札価格調査制度等の適正な運用を徹底。
- 業務委託契約において事業者の技術的能力等を評価する総合評価方式を試行的に導入。

(8) 社会的な価値の実現に資する取組の勘案【第8条】

- 総合評価競争入札や企画競争または入札参加資格者名簿の登録において、社会的な価値の実現に資する取組を評価項目として設定。

(9) 労働環境の整備が図られていることを確認するための措置【第9条】

- 規則で定める特定の公契約について、労働関係法令の遵守状況及び賃金単価を事業者から県に報告を求める。
- チラシ等により労働環境整備の周知徹底を図るとともに、労働者からの申出を受付。

(10) 関係団体との協議の場の設置【第10条】

- 公契約に関する取組を効果的かつ円滑に行うため、必要に応じ、関係団体との協議の場を設置。

(11) 指定管理者の指定に関する事務【第11条】

- 指定管理施設に対して、第8条の取扱いに準じて適用。

(12) 施行日【附則】

- 平成28年4月1日。ただし、労働環境の整備が図られていることを確認するための措置については、10月1日。